

「令和9年さいたま市二十歳の集い臨時バス運行等業務」

優先交渉権者選定基準

1 優先交渉権者決定の概要

事業者の選定にあたっては、提案上限額の範囲内の価格を提示した者のうち、企画提案書、プレゼンテーション等を通じて、「令和9年さいたま市二十歳の集い臨時バス運行等業務」について、事業者からの企画提案内容を総合的に評価したうえで、優先交渉権者を決定する、「公募型プロポーザル方式」によって行う。

2 評価の方法

提出された企画提案書等に対し、「令和9年さいたま市二十歳の集い臨時バス運行等業務事業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）」の委員が、それぞれ「表1 提案項目、審査の視点及び配点」に則り、評価点を算出する。

- (1) 各委員の点数は、満点を100点とする。
- (2) 全委員の評価点の合計（以下、「総合評価点」という。）が最も高い提案書を提出した者を最優秀提案者として特定し、優先交渉権者とする。
- (3) 総合評価点の最も高い者が2者以上あるときは、選定委員会の委員の多数決により決定する。
- (4) (3) による者が2者以上あるときは、選定委員会委員長の定める方法により決定する。

3 採点

企画提案書をもとに、委員会の各委員により提案内容等の審査及び採点を行う。なお、本業務の履行にあたっては、事業者の幅広い能力・ノウハウ等が重要であることから、算出した点のうち、企画提案書に関する各委員の平均得点が60点以上を満たさない場合は失格とする。採点基準は、表1のとおりとする。

【表1 提案項目、審査の視点及び配点】

提案項目	審査の視点	配点(点)
1 提案者の組織・実績(20点)		
(1) 類似の契約実績	・過去10年間において、オリンピックや国際博覧会、大型野外コンサート等の大規模イベントに係る臨時バス運行業務の実績はあるか	20
2 業務内容(80点)		
(1) 本業務に対する提案者の理解	・式典概要や目的を十分に理解した提案となっているか	10
(2) 業務実施体制	・大規模な実施体制を要する本業務の履行にあたり、適切な運行計画及び実施体制となっているか ・業務の実現性が確保された計画やスケジュールとなっているか	20
(3) 輸送計画	・参加者の安全性を確保し、効率的かつ効果的な輸送計画となっているか ・想定参加人数を補える計画となっているか ・業務の実現性が確保されているか	20
(4) 利用者向け周知に関する提案	・利用者に分かりやすく周知するための具体的な内容や独自の提案が示されているか ・情報セキュリティ及び個人情報保護への配慮があり、必要な措置を講じる提案があるか	20
(5) 危機管理体制	・不測の事態に備えて、緊急時の対応など、危機管理体制が具体的に提案されているか	10
3 価格		
(1) 参考見積額 (2) 内訳	・要求水準書に記載されている予算の上限額を下回っているか ・内訳に無理はないか	—
合計		100

※総合評価点の最も高い者が2者以上あるときは、選定委員会委員の多数決により決定する。

注: 見積額の取扱い 見積額には評価点を付さないが、次のとおり取り扱うので留意すること。

- ①優先交渉権者を特定する際に使用することがある。
- ②要求水準書に記載されている本企画提案の予算の上限額を越えた見積額を提示した場合、この見積額を提示した者は本企画提案の参加資格を失う。参加資格を失った者の提案書の評価(採点、順位付け等)は行わない。

【企画提案書における採点】

採点基準（提案書評価）	乗数
非常に優れている	5点
優れている	4点
普通	3点
やや劣っている	2点
劣っている、又は、記述がない	1点

4 提案者の失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とします。（提案書は無効となります）

- (1) 「令和9年さいたま市二十歳の集い臨時バス運行等業務企画提案実施要領 3 参加資格」に掲げる要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (4) 提出期限までに企画提案書等の提出がない場合
- (5) 見積金額が要求水準書に記載されている予算の上限額を越えている場合
- (6) プレゼンテーションに参加しなかった場合